

# いじめ防止のための基本方針

平成27年度 協和中学校

## 1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめは絶対に許されない行為である。

○教師は、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識のもと、毅然とした態度でいじめの問題に臨み、いじめられる生徒の立場に立って援助を行う。

(2) いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうる。

○いじめはどこでも起こりうることであり、どの子もいじめる側、いじめられる側にもなり得るととらえ、いじめの防止、早期発見・早期解決に努める。

(3) いじめの未然防止は、全ての学校・教職員の重要課題である。

○日頃から、全ての教師が個に応じたわかりやすい授業を行うことや、生徒指導の充実を図ることで、子どもたちが生き生きとした学校生活を送ることができるようにする。また、いじめの発生は、学級の雰囲気の影響も大きい。そのため、いじめをさせないという人権に配慮された環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめ問題を解決できる力を育成する。

## 2 指導体制の確立

ア いじめ対策委員会（学年主任会の中に包含する）

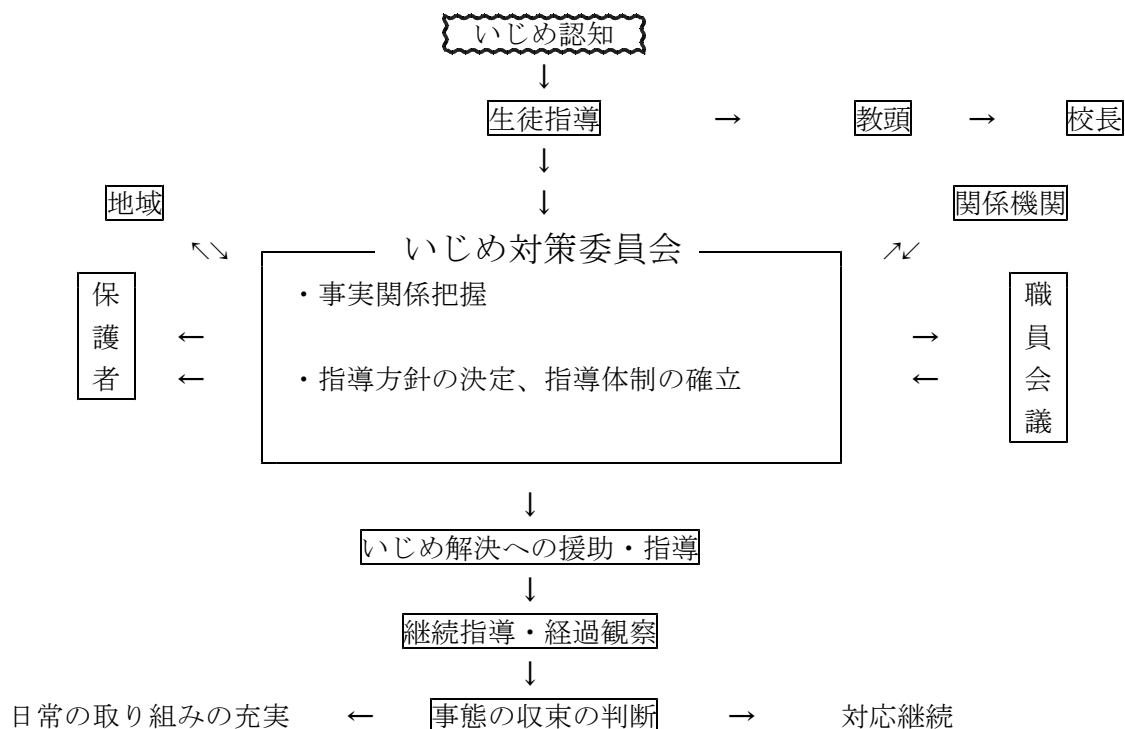
<構成>

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育担当、教育相談担当  
スクールカウンセラー（適宜）

<活動内容>

- ・週1回開催、配慮生徒に関する情報交換。
- ・いじめ問題に対する、方針の決定、指導体制の確立
- ・地域、関係機関との連絡調整

イ 緊急時の組織的対応



### 3 いじめの未然防止・早期発見

#### (1) 予防的生徒指導の充実

- ア 「いじめはどこにでも起こりうる」という認識での全校、学年、学級指導・部活動指導の充実、教育相談体制の確立
- イ 社会性の育成と規範意識、モラルの高揚および道德実践力の育成
- ウ 生徒自身の自己管理能力の育成
- エ 生徒間の自治能力を生かした自浄作用

#### (2) 情報収集活動の活性化

- ア 「いじめの調査」や「悩み調査」の実施と活用
- イ 生活ノート指導
- ウ 授業・清掃・給食・休み時間などの観察
- エ 意図的・教育相談的な声かけ
- オ 配慮生徒の情報交換
- カ 生徒指導委員会の充実

#### (3) 情報の共有

- ア 朝の打合せ・職員会議
- イ 生徒指導委員会（週1回）
- ウ いじめ対策委員会（週1回）
- エ 現職教育における要配慮生徒の共通理解
- オ 要配慮生徒の情報交換（週1回）
- カ 進級時の引き継ぎ
- キ 日常の職員室における情報交換

### 4 問題の把握

#### (1) 被害生徒本人からの訴え

#### (2) 教職員による発見

…欠席・遅刻・早退の有無、生活ノート、健康観察、短学活、給食、清掃、授業中などの様子、休み時間の様子、保健室・相談室の利用状況、部活動の参加状況、友人関係の変化、傷やあざ、服装や髪型の変化、言葉遣いや態度の変化、机が移動されている・・・

#### (3) 保護者・友人からの情報提供

#### (4) 警察・外部機関・地域住民からの情報提供

### 5 いじめ発生・発見時の対応

#### (1) 緊急対応（外部犯行・重大事件…生命の危機が心配されるような場合）

警察への通報（被害届の提出） 警察の検証・捜査への情報提供と現場検証立ち会い

#### (2) 一般的な対応（生命の危機などの恐れがないと判断される場合）

- ア 学級担任・学年職員を中心として、被害生徒から「訴えの傾聴」「被害状況等」の確認と「心のケア」、管理職への報告と指導
- イ 加害生徒および周辺生徒からの聴取、情報収集
- ウ 指導記録の作成と分析、学年職員での情報交換と指導の方針や具体策の検討
- エ 担任から関係保護者への連絡
- オ 管理職・生徒指導主事への連絡、報告（管理職：市教委との連携、「事故報告書」の提出）
- カ 事件のあらましが把握できたら、校内職員への連絡、報告
- キ 被害生徒及び保護者への丁寧な説明（事件のあらまし、指導の経緯、今後の対応等）
- ク 二次的問題発生の防止のための継続指導（指導の対象：関係生徒のみ、学級、学年、全校などの判断）

## 6 子どもへの対応

### (1) 被害生徒への対応 ～いじめられている子の立場で～

- ◆ 心のケアを図る。
- ◆ 今後の対策について共に考える。
- ◆ 活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。

### (2) 加害生徒への対応 ～いじめは決して許されない～

#### 基本姿勢

- ◆ いじめてしまった要因と背景の分析や理解～「支援」
- ◆ 「いじめは人間として許されない」と理解させ、犯罪行為との自覚を促す指導
- ◆ 被害生徒への謝罪と保護者への連絡 ※家庭訪問
- ◆ 加害生徒の保護者との連携と協力依頼 ※家庭訪問
- ◆ 今後の生き方を考えさせる

・・・状況に応じて、懲戒等の協議、相談機関との連携やスクールカウンセラーとの相談

### (3) 周囲の子への対応 ～いじめはみんなの問題～

- ◆ 自分の問題として捉えさせる。
- ◆ 望ましい人間関係づくりに努める。

### (4) 事後指導

- ア 生徒間（被害・加害）の長期にわたっての人間関係の把握
- イ 関係する生徒（特に被害生徒）、周辺の生徒への継続指導（寛容な心や社会性の醸成）
- ウ 暖かい雰囲気醸成・集団作り（学級・学年・全校・部活動など）
- エ 長期休み前など、保護者への連絡や報告、協力の依頼等
- オ 指導記録の記載・保管、情報提供など

※「いじめ防止対策推進法」公布 平成25年6月28日  
施行 平成25年9月28日